

九十九里町行政改革推進プラン
(2017)

平成29年度～平成33年度

九 十 九 里 町

目 次

I	行政改革の必要性	
1	行政改革の目的	2
2	社会情勢の変化	2
3	継続的な健全行財政の確立	2
4	九十九里町の財政指標	2
II	行政改革推進プランの策定	
1	行政指針の概要	7
2	九十九里町の取り組み	8
III	行政改革推進プランによる取り組み	
	主な取り組みと目標	10

I 行政改革の必要性

1 行政改革の目的

行政改革は、町民満足度の向上を最上位の目的とし、町民ニーズに的確に答え、真に必要なサービスを最小の経費で最大の効果を上げるよう提供するために、現行の施策、組織・機構、制度、運営方法等行政の全般にわたって改革していくことです。

2 社会情勢の変化

急速な人口減少・高齢化が進行する中、国は「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、それぞれの地域の特徴を活かした自立的で持続可能な社会を形成することを求めています。

このよう中で地方公共団体では、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、人口減少の克服、地域経済の発展、活力ある地域社会の形成に向け、それぞれが待つ特性を生かした行政運営を模索し、実践していく必要があります。

3 継続的な健全行財政の確立

複雑かつ多様化する町民ニーズに答え、質の高いサービスを提供し続けていくため、効果的で効率的な行政運営を積極的に推進し、将来にわたり持続可能な財政運営の確立を目指します。

4 九十九里町の財政指標

平成26年度決算において、財政指標の一つである「経常収支比率」は、90.2%となっており、平成26年度の全国平均である91.3%と同程度となっている。

これを一般のサラリーマンの家計に例えますと、毎月の給与（経済的一般財源収入）のうち、9割以上を食費、光熱水費、通信費、教育費、住宅ローン等（経済的支出）の支払いに充てなければならないということで、自由な使いみちのお金は、1割程度ということです。

(単位：%)



※ 経常収支比率

$$\text{経常収支比率} = (\text{経常経費充当一般財源等} : \text{経常一般財源等}) \times 100$$

財政構造の弾力性を判断するための指標で、税などの毎年度経常的に収入される一般財源を、人件費や扶助費などの毎年度経常的に支出する経費にどれくらい充当しているかをみるものです。この比率が高くなる程、公共施設の整備費など投資的な経費に充当する財源の余裕が少なくなり、財源運営が厳しくなります。

財源状況が悪化する理由として、歳入面では次のような要因があげられます。

- ① 景気低迷により町税収入が伸び悩むこと
- ② 国、県の補助金・負担金が削減されること

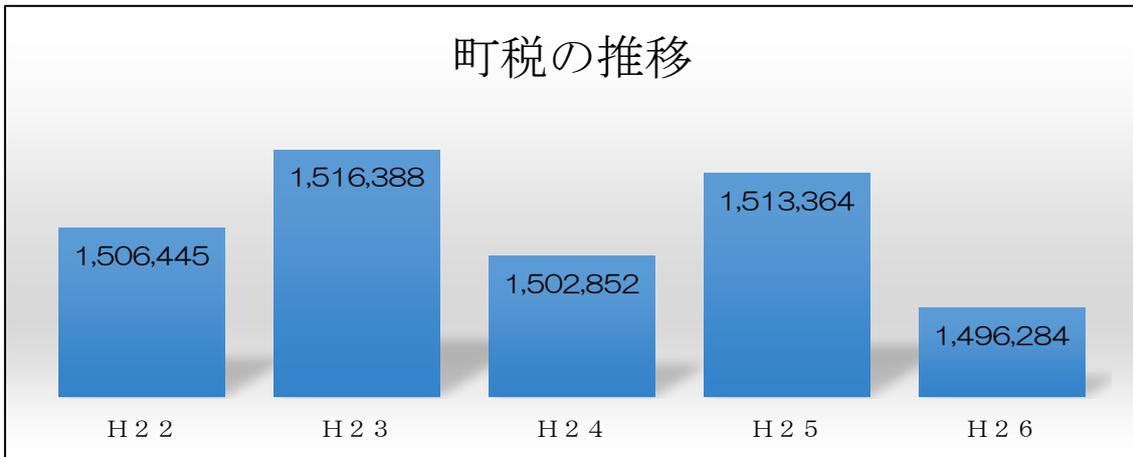
町税については、収入が横ばいであるが平成23年は滞納繰越分の収納率改善により増加した。平成24年は、法人税の減少や固定資産税の評価替えを要因として減となり、平成26年も、国有資産交付金の減少により減となっています。

地方交付税についても、19億円前後とほぼ横ばいで推移しています。

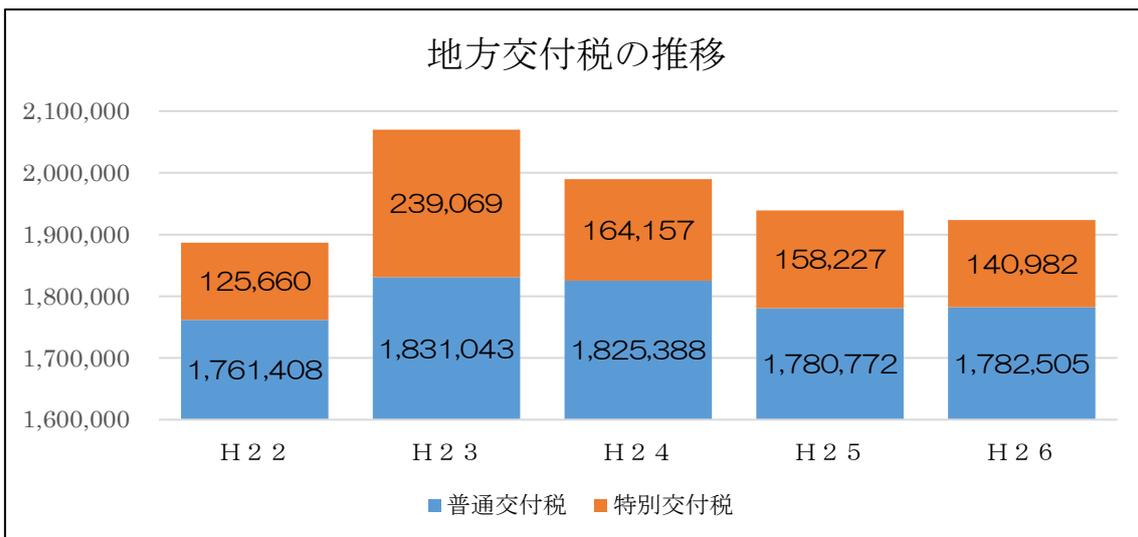
一般税源となる歳入は、現状は横ばいで推移しているが、人口の減少による地方交付税の減少が見込まれています。

また、町税についても、景気の動向に注視していく必要がありますが、制度の変更等がない限り歳入の増加は期待できないものとなり厳しい状況が見込まれます。

(単位：千円)

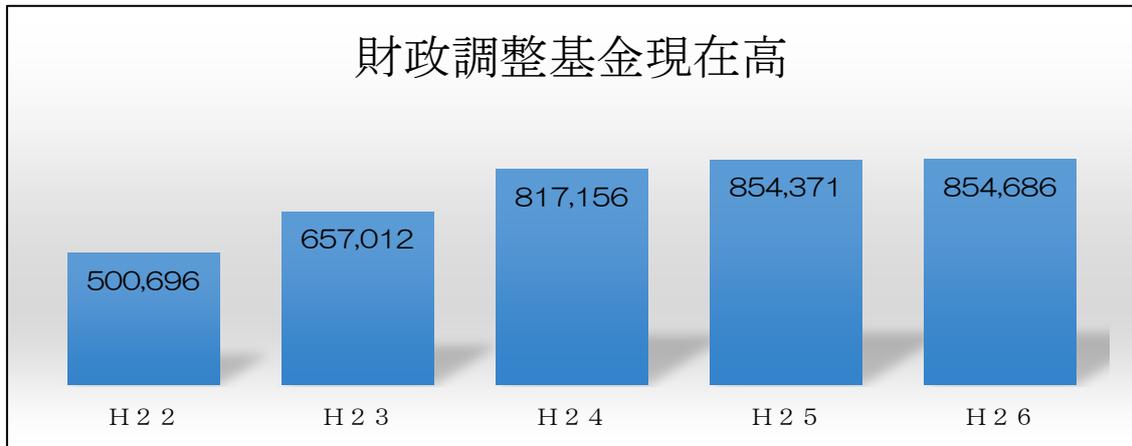


(単位：千円)

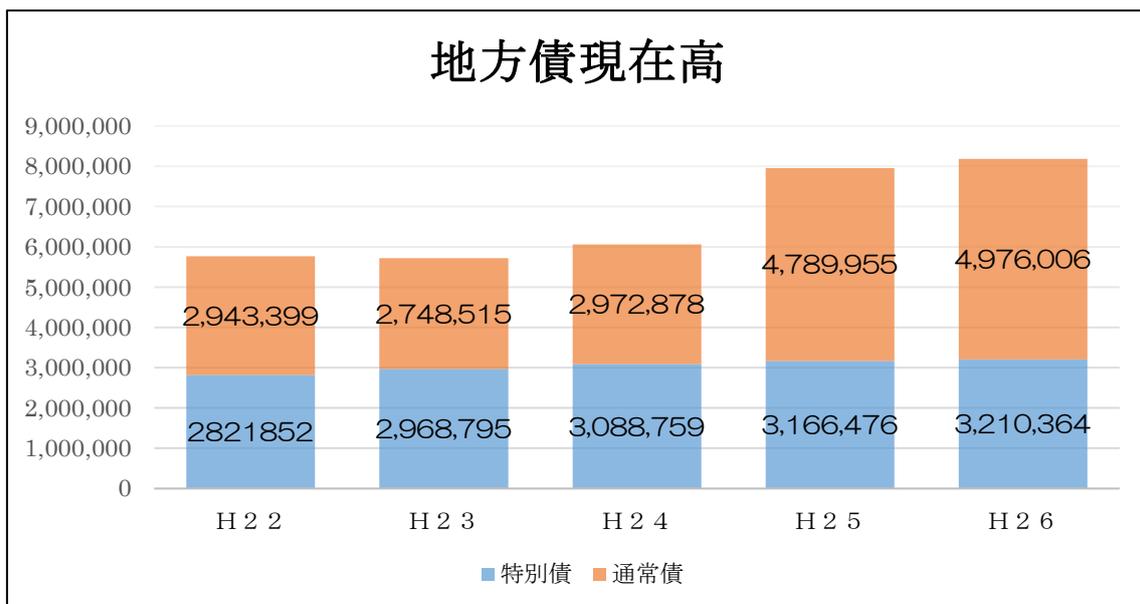


本町では、これまでの投資的経費の抑制を図ると同時に、歳出削減を図ることによって発生した歳計剰余金を財源に財政調整基金の積立を行い、財源の不足に備えるとともに将来世代の負担を軽減し、今後の行政改革の施策と合わせ財政の健全化を図ります。

(単位：千円)



(単位：千円)



※ 特別債

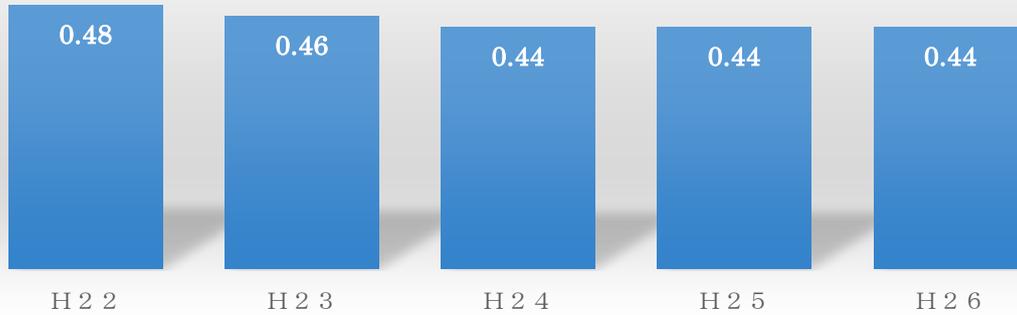
地方交付税や政策減税分の振替として発行されたもので、後年度に元利償還金の100%が地方交付税で措置されるものです。

(臨時財政対策債、減税補てん債、臨時税収補てん債)

※ 通常債

道路、学校等の公共施設の建設に充当されたものです。(特別債以外のもの)

財政力指数



※ 財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指数で、地方交付税法の規定により算定した基準財政収入額を、基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値のことをいいます。

この数値が1を超える場合、当該地方公共団体は地方交付税の不交付団体となりますが、その団体はその超えた分だけ標準的な水準を超えた行政運営が可能となります。

また、財政力指数が1以下の団体であっても、1に近い団体ほど普通交付税算定上の留保財源が大きいこととなり、財源に余裕があることとなります。

Ⅱ 行政改革推進プランの策定

1 行政指針の概要

九十九里町行政改革大綱2017に基づくとともに、「経済財政運営と改革の基本方針2016」及び「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項」に留意し、行政改革推進プランを作成し町民に対し説明責任を果たすため、各事務事業について目標を設定し行政改革の推進を図るものです。

(1) 行政改革推進プランの見直し

行政組織運営全般について、計画策定(Plan)→実行(Do)→評価(Check)→改善(Action)の「PDCAサイクル」により不断点検を行いつつ、新たな行政改革等の策定を行い継続的な推進と見直しを行います。

(2) 行政改革推進プランの策定

行政改革大綱2017に基づき具体的な取り組みを集中的に実施するため、次の事項を中心に平成29年度を起点とし平成33年度までを町民にわかりやすく明示した計画(以下「行政改革推進プラン」という。)を策定いたします。

- ① 事業の見直し
- ② 民間委託の推進
- ③ 財政運営の健全化
- ④ 外郭団体の健全な運営
- ⑤ 組織の見直し
- ⑥ 職員数の適正化と多様な人材活用
- ⑦ 給与の適正化
- ⑧ 職員の意欲・能力を引き出す環境づくり
- ⑨ 地域や町民との協働の推進
- ⑩ 町民の声を反映した行政サービスの向上
- ⑪ 行政運営の透明性の確保

(3) 説明責任の確保

行政改革推進プラン等の策定にあたっては、広報誌、ホームページ等を通じて、住民にわかりやすい形で公表し、PDCAサイクルの各過程において町民の意見を反映する仕組みを整えるものいたします

2 九十九里町の取り組み

(1) 行政改革大綱の策定

九十九里町では、平成29年3月「九十九里町行政改革大綱 2017」を策定して取り組みます。

(2) 行政改革推進プランの公表

① 公表する項目

九十九里町の「行政改革推進プラン（2017）」は、「行政改革大綱 2017」に基づき、次の11項目について重点的に取り組み、町民にわかりやすく公表していくものとします。

- I こども園基本計画に基づくこども園の開設
- II 健診（検診）と住民の健康管理の一元化
- III 公共施設整備のための基金造成
- IV 普通財産の利用・処分の推進
- V 公共施設等総合管理計画の推進
- VI ふるさと納税の推進
- VII 町税の徴収率向上
- VIII 東千葉メディカルセンターの経営健全化
- IX 効率的・効果的な組織体制の整備
- X 定員管理計画に基づく定員管理
- XI 事務処理マニュアルの整備

② 計画期間

計画期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間とし、期間中、必要に応じて見直しを行います。

③ 公表、見直し等

行政改革推進プランの公表、見直し等を行う時には、町民の意見を反映する仕組みを整えます。

④ 推進体制

行政改革推進プランの総合的かつ組織的な推進を図るため、全庁を挙げて改革に取り組んでまいります。進捗管理については、総務課で行います。

⑤ 進捗状況の公表等

行政改革推進プランに基づく行政改革の進捗状況は、広報誌、ホームページ等を通じて公表していきます。